

教員や保育士を目指す学生の方

学童保育室支援員の

補助員(登録制)を募集します

勤務内容 学童保育室支援員の保育・指導の補助

数は異なります。

賃金 時間給870円

※勤務が必要となったとき、登録している方に連絡し、勤務日程を調整します。

登録人数 5人前後

応募資格 教員、保育士等子どもに携わる仕事を目指し、現在、大学等で学んでいる学生(町内在住の方歓迎)

勤務地 越生学童保育室(越生小学校内)、越生学童保育室分室(郷土資料館)、梅園学童保育室(梅園コミュニティ館)

登録期間 大学等を卒業するまでの間で、本人が希望する日まで

勤務時間 1日5時間程度

申込み 市販の履歴書に記入のうえ、7月21日(金)までに総務課窓口へ提出

業日は、午前8時から午後6時30分の間の7時間前後

選考方法 面接

※学童保育支援員はシフト制で勤務しており、入室児童数により勤務する支援員の

問 子育て支援課 子ども担当 区内線161

あなたの携帯電話やスマホが
東京2020大会のメダルに

都市鉱山からつくる！ みんなのメダル プロジェクト

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が主催するみんなのメダルプロジェクトに、町も参加します。ご協力をお願いします。

回収対象 使用済みの携帯電話、スマートフォン
回収場所 役場まちづくり整備課窓口

主催 東京2020組織委員会
問 まちづくり整備課 生活環境担当 区内線157

今後も引き続き有効活用します

魅力あるまちづくり寄附金の運用状況

町では、豊かな自然と資源を活かしたまちづくりに共感し、応援してもらうため、「魅力あるまちづくり寄附金」を平成26年7月に制定して、個人、法人、団体のみなさんから、多くの寄附金を受け入れてきた。寄附金は、寄附した方の意向に沿って活用することとしています。

寄附金は、当面の間、それぞれの目的ごとに基金として積み立てられています。



問 企画財政課 管財担当 区内線226

制度開始からこれまでの寄附金受け入れ状況

事業の名称	平成27年度	平成28年度
ハイキングのまちづくりの推進に関する事業	1,335,000円	955,000円
越生梅林に関する事業	360,000円	835,000円
上谷の大クスの保全に関する事業	145,000円	610,000円
日本一桜の種類が多い公園整備事業に関する事業	330,000円	683,000円
その他町長が必要と認める事業	3,287,400円	2,980,000円
合計	5,457,400円	6,063,000円

寄附金の活用状況(平成29年5月末現在)

寄附の目的	活用した事業	充当した金額
ハイキングのまちづくりの推進に関する事業	ハイキングのまち宣言事業	102,000円
その他町長が必要と認める事業		170,000円
その他町長が必要と認める事業	広報事業(冊子「越生百景」作成)	444,000円

有料広告を利用しませんか

広報おごせ

1枠(この記事と同じ大きさ)

5,000円

2枠(この記事の2倍の大きさ)

7,000円



問い合わせ 総務課 自治振興担当 区内線215

宅建オープンセミナー
～笑って学べる～

無料

『落語で学ぶ相続・遺言・後見』

講師：こころ亭久茶氏

日時：7月27日(木) 14:00～16:30

場所：入間市市民会館 第1号室(大会議室)

申込・問合せ ☎04-2969-6060

(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 彩西支部

広告

今年8月から変わります

高額介護サービス費の基準（月々の負担の上限）が変わります

介護サービスを利用する場合に支払う利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されています。高額介護サービス費は、1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたとき、超えた分が払い戻される制度です。

高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービス

問 健康福祉課 高齢者介護担当
TEL内線 115

対象となる方	平成 29 年 7月まで	平成 29 年 8月から
①現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円 (世帯)	44,400円 (世帯)
②世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円 (世帯)	44,400円 (世帯) ※参照
③世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円 (世帯)	24,600円 (世帯)
④③のなかで、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)
⑤生活保護受給者等	15,000円 (個人)	15,000円 (個人)

※介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の65歳以上の方（サービス未利用の方を含む）の利用者負担割合が全員1割の場合は、年間446,400円（37,200円×12か月）の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます（3年間の時限措置）。

新しい保険証と保険料の納付書等は7月中旬郵送

後期高齢者医療について今年度から保険料の軽減措置が変わります

今年度から一定所得以下の方の所得割額や被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減措置の一部が変更になります。この見直しは被保険者が増え、医療費が増加するなかで、後期高齢者医療制度の持続性を高めるために行われたものです。ご理解をお願いします。

後期高齢者医療保険料は、

①被保険者全員が納める定額部分（均等割）と②所得に応じて納める部分（所得割）があります。

①均等割の額が変わる方

↓元被扶養者の方（後期高齢者医療制度の被保険者となる前日に、ご家族の社会保険等の被扶養者だった方（国民健康保険・国民健康保険組合は対象外））

該当する方は、次のように段階的に軽減割合が縮小されます。なお、元被扶養者の所得割は引き続きかかりません。

28年度	29年度	30年度	31年度以降
9割軽減	7割軽減	5割軽減	加入後、2年を経過する月まで5割軽減（その後は軽減なし）

②所得割の額が変わる方

↓年収約153万円〜211万円の方

昨年度までの所得割額は、特例的に5割軽減されていましたが、今年度以降は段階的に縮小・廃止されます。

28年度	29年度	30年度
5割軽減	2割軽減	軽減なし

問 町民課 国保年金担当

TEL内線 122

『会話』がもっと楽に聞こえる

ラクちん

新型

補聴器

で毎日が楽しく!

坂戸市内で唯一の

認定補聴器技能者のいる店

※平成28年8月時点。認定補聴器技能者名簿より

イチカコ

坂戸市日の出町9-20
TEL281-0107



（車の送迎あり）TEL下さい

広告